

2018年新春の集いを開催

2018年1月5日（金）和歌山市「ホテルグランヴィア和歌山」において、「2018年新春の集い」を開催しました。

冒頭、池田会長は挨拶の中で、昨秋の衆院選や今後の選挙、また2018年春季生活闘争での取り組み等、連合和歌山の諸課題について触れました。

各来賓からご挨拶をいただきました。

- ・仁坂 吉伸 和歌山県知事
- ・松淵 厚樹 和歌山労働局長
- ・尾花 正啓 和歌山市長
- ・岸本 周平 衆議院議員
- ・浦口 高典 民進党和歌山県連幹事長
- ・長坂 隆司 連合和歌山地方議員団会議議長
- ・古谷 紀男 近畿労働金庫和歌山地区統括本部長

その後、鏡開き・湯川副会長の発声による乾杯後、懇親交流が行われ、恒例となっている青年委員会・女性委員会進行による福引き抽選も行われました。最後に倉石副会長による一本締めで新春の集いを閉会しました。

この新春の集いに来賓・構成組織からの参加者を含めて約350人が参加しました。



▲挨拶する池田会長



▲鏡開きの様子



▲会場の様子

各地域協議会においても「新春のつどい」を開催しました

- ☆和歌山・海南海草地域協議会 2018年1月12日（金）和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
- ☆有田・御坊日高地域協議会 2018年1月17日（水）花ご坊
- ☆紀州熊野地域協議会
 - 新宮・東牟婁地区協議会 2018年1月12日（金）ホテルニューパレス
 - 田辺・西牟婁地区協議会 2018年1月17日（水）紀伊田辺シティプラザホテル
- ☆紀北地域協議会 2018年1月18日（木）粉河ふるさとセンター

青年委員会「学習会」を開催

2018年2月2日（金）連合和歌山「会議室」において、青年委員会「学習会」を開催しました。

昨年から青年委員会単独で開催しているもので、今年度は

岸本周平 衆議院議員

を講師に迎え、政治情勢・国会情勢について、わかりやすくお話しいただきました。

参加者は日頃あまり接することのない岸本議員からの話に熱心に耳を傾け、その後の質疑・意見交換も活発に行われました。

この学習会に青年委員会幹事6人が参加しました。



▲学習会の様子

2018 春季生活闘争 学習会・決起集会を開催

2018年2月6日（火）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、2018 春季生活闘争 学習会・決起集会を開催しました。

主催者を代表して池田会長から挨拶の後、連合本部総合労働局労働条件・中小労働対策局の大久保暁子局長から「2018 連合白書」をもとに、2018 春季生活闘争について

- ・「経済の自律的成長」
- ・「包摂的な社会の構築」
- ・「人的投資の促進」
- ・「ディーセント・ワークの実現」

をめざすこと、それに向けての取り組み内容について説明がありました。

その後、情報労連和歌山県協議会の曾我部裕幹事から「連合和歌山2018 春季生活闘争開始宣言」が宣言され、春季生活闘争の取り組みがスタートしました。

最後に、長田副会長の発声でのガンバロウ三唱により春季生活闘争での勝利を誓い合い、学習会・決起集会を閉会しました。

この学習会・決起集会に92人（男85人・女7人）が参加しました。



▲講師の大久保局長



▲宣言（案）を提案する曾我部幹事



▲ガンバロウ三唱



男女平等参画推進ニュース No.6



男女平等参画推進委員会構成員さんの
組織での取り組みについて紹介します。

運輸労連和歌山県連合会の裏野です。

私は連合役員に選出以来、男女平等参画推進委員を務めさせて頂いていますが、運輸業としての特性もあり、他の産別と比べ取り組みにおいて後れを取っており、同委員会では他の委員さんたちの意見がとても参考になっております。

今回、機関紙への掲載という機会を頂きましたが、産別地方組織としては取り組んでいませんから、弊労組（全日通労組）の女性セミナーの取り組みを紹介します。

女性セミナーは毎年一回、管内の女性組合員（283名中23名）を対象に労働条件などの学習会とクッキー作りなどのカルチャー、二部構成でその時々のテーマにあったものを取り入れています。

終了後のランチタイムには県組織の三役も入り、各職場のことや家庭のことなど組合役員としても女性組合員の意見が聞ける大切な場となっています。

参加者からも職場が点在しているので、なかなか会って話す機会がないので継続してほしい、との評価も頂いています。

これからもこのような場を通じて、女性としての視点で労働組合への指摘・提言を期待しています。

また、男女平等参画の取り組みは言うに及ばず、女性だけでなく男性の意識改革が不可欠ですから男女で取り組める企画をしていきたいと思えます。



無期転換ルール

をご存じですか？



無期転換ルールとは、同じ使用者(企業等)との間で、契約社員・パートタイマー・アルバイトなど期間の定めのある労働契約(有期労働契約)が5年を超えてくりかえし更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールです。このルールは、働く者の雇用の安定を図ることを目的に規定されました。

労働契約法の改正から5年が経過し、いよいよ2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格化します。ポイントは、労働者の意思で無期転換の申込みができるということです。まずは、チェックポイントをもとに、無期転換ルールの対象となるか、ご自身の契約書等で契約状況を確認してみましょう。

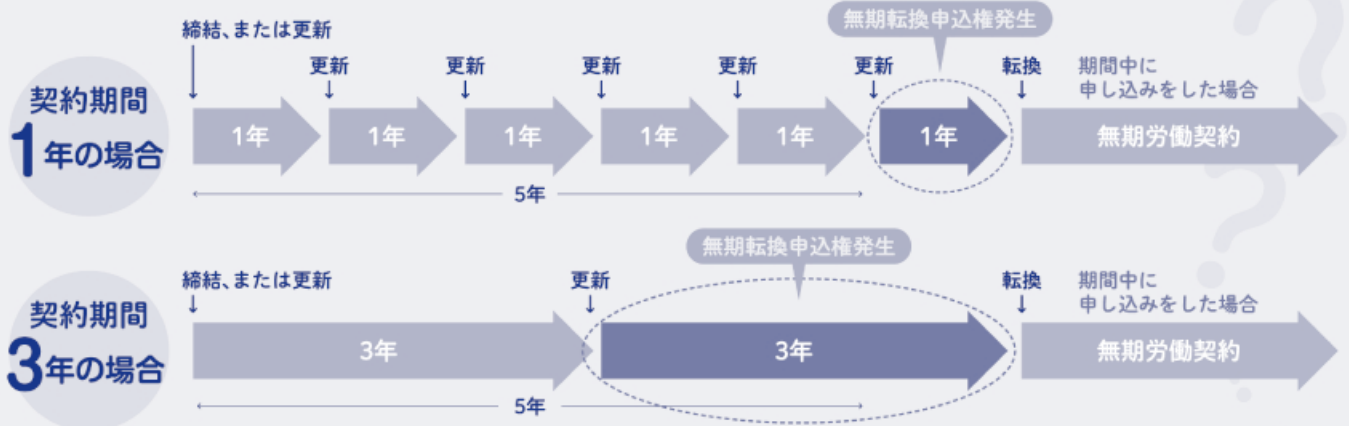
チェック内容		○ or ×
①	2013年4月1日以降に開始した有期労働契約の期間をすべて合計すると、5年を超えている。 <small>※同じ会社との間で有期労働契約を締結していない期間が一定の長さ以上にわたる場合、「クーリング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から外れます。</small>	
②	2013年4月1日以降に、契約を1回以上更新している。	
③	その契約先はすべて同じ使用者(企業等)である。 <small>※継続して同じ企業に勤務していれば、その間に職種や職務内容が変更されたり、A支店からB支店に異動した場合であっても、契約期間は通算されます。</small>	

チェックしてみてね!



すべてのチェック項目に○がついた場合には、**無期労働契約への転換を申し込む権利(無期転換申込権)**が発生します。

無期労働契約にするためには、会社に対して申込みをすることが必要です。これに対して会社は断ることができません。なお、申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後々のトラブルを防ぐため、書面で行いましょう。



連合「有期労働契約Handbook」も読んでみてね!

https://www.jtuc-rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/data/1227yuki_roudou/#page=1

連合なんでも労働相談ダイヤル ☎ 0120-154-052

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。



連合

[連合ホームページ]

<https://www.jtuc-rengo.or.jp>

連合

検索



2017.12